

新設分割に係る事後開示書類

会社法第 811 条第 1 項および会社法施行規則第 209 条の定めに従い、下記のとおり新設分割の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 本件新設分割が効力を生じた日
2006 年 9 月 1 日をもって本件新設分割は効力を生じています。
2. 反対株主買取請求の手続きの経過
会社法第 806 条第 1 項の規定に基づく株主からの株式買取請求はありませんでした。
3. 債権者保護手続きの経過
当社は、会社法第 810 条の規定により、2006 年 7 月 20 日付の官報および電子公告により、同条第 1 項第 2 号に掲げる債権者に対する新設分割についての異議申述公告を行いました。異議申述期間である 2006 年 8 月 20 日までに異議を述べた債権者はありませんでした。
4. 新設分割設立会社が新設分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項
新設分割設立会社であるアルファテレコム株式会社は、分割期日において、分割計画書に記載する新設分割会社である当社の携帯電話販売事業部門に属する資産、負債および雇用契約その他の権利義務を承継しました。
これにより、アルファテレコム株式会社の承継した資産の額および負債の額は下表のとおりです。

資 産		負 債	
項 目	帳簿価額	項 目	帳簿価額
現金及び預金	0 百万円	前受金	0 百万円
商品	60 百万円	預り金	0 百万円
その他流動資産	6 百万円	未払費用	5 百万円
有形固定資産	20 百万円		
無形固定資産	0 百万円		
投資その他資産	83 百万円		
合 計	172 百万円	合 計	5 百万円

5. 前各号に掲げるもののほか、本件新設分割に関する重要な事項
該当はありません。

原本に相違ないことを証明します。

2006 年 9 月 1 日
株式会社エムティーアイ
代表取締役社長 前多 俊宏

